

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第3号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第9号）
- 議案第4号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第6号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第7号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第8号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）
- 議案第9号 監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 月形町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 月形町史編さん委員会条例の制定について
- 議案第14号 月形町民保養センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 月形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 月形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 月形町新規就農実習農場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

- 議案第22号 月形町新規就農者経営開始資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 国民健康保険月形町立病院事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町月ヶ岡農村公園】
- 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町民保養センターほか】
- 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町交流センター】
- 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町認定こども園花の里こども園】
- 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町穀類乾燥調製貯蔵施設】
- 議案第30号 令和6年度月形町一般会計予算
- 議案第31号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第32号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計予算
- 議案第33号 令和6年度月形町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算
- 議案第35号 令和6年度月形町農業集落排水事業会計予算

- 議長 大釜 登 ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和6年第1回月形町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分開議)

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

松 田 順 一 議員

若 井 昭 二 議員

の両名を指名いたします。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

◎ 日程2番 会期の決定

○ 議長 大釜 登 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に、議会運営委員会委員長から、去る2月22日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

○ 議長 大釜 登 議会運営委員会 松田順一委員長、報告願います。

○ 議会運営委員会委員長 松田 順一 議長の許可をいただきましたので、令和6年第1回定例会の運営について、去る2月22日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果をご報告いたします。

はじめに会期についてであります。本定例会に提案されている議案は、議会提案として、予算特別委員会報告、発議、会議案を予定し、町長提案は、令和5年度各会計補正予算、一般議案、令和6年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、令和6年度各会計予算及び予算関連議案であります。

これらを踏まえ、本定例会の会期は、本日5日から3月19日までの15日間とすることにいたしました。

次に、一般質問についてであります。3月13日の1日間を予定し、通告期限は3月6日の正午までとしております。

一般質問の質問回数は原則4回までですので、十分に守っていただきたいと思います。その他は会議規則に基づいて行いますので、活発な議論をお願いいたします。

なお、執行方針に対する質疑は一般質問に含めて行います。

次に、議案等の審査要領についてであります。町長提案のうち、令和6年度各会計予算6件及び予算関連議案8件の議案につきましては、一括提案とし、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

次に、本日、予算特別委員会を開催し、正副委員長の選任、審査日程等の協議を行い、3月14日から開催される予算特別委員会で、各課長等から説明を受け、質疑を行っていただくこととなりますが、日程については精力的に進めていただくことをお願いいたします。

なお、いつも申し上げていることですが、議員の質疑及び町側の答弁につきましては簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をお願いいたします。

また、今回より、説明員の説明資料用として使用する場合に限り、本会議場へのパソコンの持ち込みが許可されております。音を出さない、資料と関係ないものを閲覧しないなど、適切な使用をお願いいたします。

以上、議会運営委員会において協議をした結果の報告といたします。

○ 議長 大釜 登 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日3月5日から3月19日までの15日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、会期については、本日5日から3月19日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程3番 諸般の報告

- 議長 大釜 登 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、まちづくり常任委員会の閉会中における所管事務調査報告がありますので、委員長の報告を求めます。

- 議長 大釜 登 まちづくり常任委員会 東出善幸委員長、報告願います。

- まちづくり常任委員会委員長 東出 善幸 まちづくり常任委員会の令和5年度所管事務調査について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和5年度のまちづくり常任委員会所管事務調査については、年度当初において調査事項の年間計画を策定し、総務課所管2件、企画振興課所管2件、住民課所管1件、保健福祉課所管1件、農林建設課所管2件、教育委員会所管1件及び町立病院所管1件の計10件の調査項目を調査しております。

所管事務調査の方法としては、担当課と調整のうえ、各調査項目の現状及び課題を説明してもらい、町としての今後の取り組みの推進や方向性の確認などを行い、常任委員会の中での質疑等を通して、各調査項目の把握に努めてまいりました。

今回、調査した項目の中で、特筆すべき調査事項について3点、私からの所見をご報告いたします。

最初に、企画振興課所管事務の「町民保養センター等改修事業について」の調査であります。月形町民保養センターは、令和6年9月からのリニューアルオープンに向けて、令和5年度から2か年で大規模改修工事を実施し、現在、順調に工事が進められております。レストランの再開も予定されており、町民も心待ちにしております。

リニューアル後のレイアウトは大幅に変わりますが、利用者にとっては使いやすくなると思われます。また、道の駅登録に向け、現在、「月形町道の駅アイデア会議」で協議を行っているとの説明も受けました。

この項目については、令和6年度に、改修工事が一段落した時点で再度調査を行いたいと考えております。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

次に、「地域公共交通計画等について」の調査であります。それぞれの路線、事業に課題があるものの、どれも必要性の高いものとなっております。

中央バス月形線は利用者が減っていますが、買い物や通院、通学など町民にとって生活する上で重要な路線であるため、路線の存続に向けた対応策を検討する必要があります。札沼線バス月形当別線及び月形浦臼線は利用者が少ないとはいえ、利便性と財政負担のバランスを考えながら路線を確保する必要があると思います。ハイヤー事業においても赤字事業ですが、車を持たない歩行に心配のある高齢者等にとって欠かせない外出手段となっております。特に定額ハイヤーは利用者負担が少ないことから大変好評を得ており、事業を継続していく必要があります。

最後に、総務課所管事務の「IP告知端末機の運用状況について」の調査であります。令和元年のIP告知端末機更新時に、5年間のランニングコスト分を先払いすることで、その間の毎年の経費が抑えられておりましたが、令和6年7月で5年を経過するため、その後は3.5倍以上のランニングコストが掛かることが見込まれております。また、IP告知端末機を継続する場合、各種機器・設備の更新が必要となり、令和6年度にはGE-PON更新、GE-PONとは、ギガビットイーサネット、パッシブ・オプティカル・ネットワークの略称でありまして、光ファイバーを利用した通信技術の一種であります。IP局舎設備更新に3億円以上の経費が掛かる見込みであります。その後も、10～15年毎に億単位の多額の更新費用が掛かることになります。それ以外にも、光ファイバーケーブルが耐用年数を超える令和11年頃には、光ファイバー敷設替え経費として10億円程度の経費が必要となることが予想され、町にとって、財政上、かなり大きな負担となることが予測されます。

以上の事から、IP告知端末機の必要性を十分に検討していかなければならないと考えられます。

特筆すべき事項及びそれ以外の調査内容及び結果については、配付済みの報告書に記載のとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、まちづくり常任委員会所管事務調査の報告といたします。

○ 議長 大釜 登 以上をもって、まちづくり常任委員会所管事務調査報告といたします。

○ 議長 大釜 登 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

○ 議長 大釜 登 日程4番 行政報告を行います。行政報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

○ 議長 大釜 登 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町月ヶ岡農村公園】、日程6番 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町民保養センターほか】、日程7番 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町交流センター】、日程8番 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町認定こども園花の里こども園】、日程9番 議案第3号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第9号）

○ 議長 大釜 登 日程5番 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町月ヶ岡農村公園】、日程6番 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町民保養センターほか】、日程7番 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町交流センター】、日程8番 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町認定こども園花の里こども園】、日程9番 議案第3号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第9号）は、関連がありますので、一括議題いたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書303ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。このことにつきましては、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。一つ目、指定管理者に管理を行わせる公の施設は、月形町月ヶ岡農村公園、樺戸郡月形町字知来乙310番地5、二つ目、指定管理者となる団体は、社会福祉法人雪の聖母園、樺戸郡月形町字緑町149番地1、3つ目、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。指定管理者の指定の理由等であります。指定管理者となる団体は、現に平成30年4月から当該公の施設の指定管理者であり、当該指定管理者が引き続き管理を行うことにより、これまで同様の施設利用者への安定したサービスの提供等、当該公の施設の効果的運営が期待できるため、月形町の関係例規に即して、公募によらず現指定管理者からの申請を受け、内容の審査を行い、選定したところであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案書305ページをお開き願います。議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。このことにつ

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

きましても、地方自治法の規定により公の施設に係る指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。1つ目、指定管理者に管理を行わせる公の施設は、月形町民保養センターほか5つの施設でありまして、その名称及び所在地は記載のとおりであります。なお、6番目の月形町つち工房であります。本件で指定管理を行わせるのは、つち工房の一部となりまして、概ね北農沢川から北側のエリアとなります。二つ目、指定管理者となる団体は、株式会社月形町振興公社、樺戸郡月形町1219番地、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。指定管理者の指定の理由等であります。指定管理者となる団体は、町内に住所を有する町が全額出資している法人でありまして、現に当該公の施設の指定管理者であります。当該公の施設の現状や課題等を十分把握している当該指定管理者が、引き続き管理を行うことにより、これまで同様、当該公の施設の運営に係る安定したサービスの提供及び事業効果が期待できるため、月形町の関係例規に即して、公募によらず現指定管理者からの申請を受け、内容の審査を行い、選定したものであります。

以上で議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案書307ページをお開き願います。議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。このことにつきましても、地方自治法の規定により公の施設に係る指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。1つ目、指定管理者に管理を行わせる公の施設は、月形町交流センター、樺戸郡月形町1064番地13、2つ目、指定管理者となる団体は、社会福祉法人月形町社会福祉協議会、樺戸郡月形町1064番地13、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。指定管理者の指定の理由等であります。指定管理者となる団体は、現に平成21年4月から当該公の施設の指定管理者であり、当該指定管理者が引き続き管理を行うことにより、これまで同様、施設利用者への安定したサービスの提供等、当該公の施設の効果的運営が期待できるため、月形町の関係例規に即して、公募によらず、現指定管理者からの申請を受け、内容の審査を行い、選定したところであります。

以上で議案第27号の説明を終わります。

続きまして、議案書309ページをお開き願います。議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。このことにつきましても、地方自治法の規定により公の施設に係る指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。1つ目、指定管理者に管理を行わせる公の施設は、月形町認定こども園花の里こども園、樺戸郡月形町46番地1、2つ目、指定管理者となる団体は、社会福祉法人雪の聖母園、樺戸

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

郡月形町字緑町149番地1、3つ目、指定の期間は、令和6年4月1日から、令和11年3月31日であります。指定管理者の指定の理由等ではありますが、指定管理者となる団体は、現に令和3年4月から当該公の施設の指定管理者であり、当該指定管理者が引き続き管理を行うことにより、これまで同様、効率的で効果的な管理運営や良質な保育サービスの提供が期待できるため、月形町の関係例規に即して、公募によらず、現指定管理者からの申請を受け、内容の審査を行い、選定したところであります。

以上で議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案書3ページをお開き願います。議案第3号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第9号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,764万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,760万円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから7ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

本補正予算につきましては、年度末にあたって、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての主に予算の整理であります。国の総合経済対策に係る住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金など、新たな施策についても計上をいたしております。

事項別に主なものについてご説明をいたします。44ページをお開きください。歳出です。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費、補正額658万4,000円減額。この減額につきましては、主に議員定数割れ1名分にかかる経費の減額でございます。次に、46ページ、2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額155万8,000円減額。説明欄記載のとおりでございます。2目 職員給与費185万7,000円減額。説明欄ですが、職員の時間外勤務手当100万円増額でございます。コロナ禍明けに伴う事務事業の復活、再開等、事務量の増加による時間外勤務手当の増額でございます。続きまして、48ページ、説明欄上段ですが、職員共済組合負担金156万2,000円増額でございます。給与改定等に伴う負担金の増でございます。3目 企画費、補正額3,466万5,000円増額でございます。説明欄のうち、ふるさと活性化事業410万2,000円減額いたしますが、当初予算、このふるさと活性化事業の補助金800万円計上しておりましたが、交付決定額がその予算額に満たなかった分を減額するものです。その下、説明欄、ふるさと納税推進事業でございますが、ふるさと納税の寄附金、歳入ですけれども、こちらが当初予算より3,790万円ほど多い2億4,100万円を見込んでおります。この増額分3,790万円を歳出のふるさと納税推進事業でも

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

補正をするものでございますが、ふるさと納税納付の記念品は減額いたします。これにつきましては、ふるさと納税の返礼品として、メロン等の先行予約をされている分、これは次年度になりますので、この分を返礼品代を主として精査して減額するものでございます。次に、説明欄の地域公共交通対策事業の一番下段、札沼線代替輸送事業等基金積立金でございます。旧JR鉄道の施設、レール、枕木等の売り払い金額が、見込みより2,600万円ほど高く売却できたことよっての基金積立金を増額するものでございます。それから、説明欄の一番下、鉄道跡地整備事業、JR施設撤去工事1,938万3,000円減額でございます。これにつきましては、入札執行額の減でございます。当初予算7,321万6,000円見込んでおりました。続きまして、4目 情報推進費、補正額359万2,000円の減額。説明欄のとおりでございます。続きまして、50ページ、5目 広報広聴費、補正額298万5,000円の減額です。説明欄ですが、2つ目、月形町史編さん事業のアドバイザー業務を148万5,000円減額いたしますが、当初、町史編さんの方針、スケジュール、必要資料等について、専門業者からのアドバイスを受ける予定でしたが、アドバイスを受けずに、自力で事務を進めたため、予算の全額減額でございます。続きまして、6目 財政管理費、7目 会計管理費、8目 財産管理費、次ページ、9目 交通安全費までにつきましては、それぞれ補正額は記載のとおり、内容につきましても説明欄記載のとおりでございます。続きまして、52ページ、2項 徴税費 1目 税務総務費1万1,000円の減額。2目 賦課徴収費38万9,000円の増額でございます。説明欄ですが、住民税システム改修業務93万5,000円増額いたします。新年度から始まる森林環境税、それから、定額減税対応のためのシステム改修費用でございます。続きまして、3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費41万1,000円の減額。説明欄のとおりでございます。次に、4項 選挙費ですが、1目 選挙管理委員会費から54ページ、次ページ、3目 町議会議員選挙費まで、補正額、内容、それぞれ議案書記載のとおりでございます。続きまして、54ページ、5項 統計調査費 1目 統計調査費2万2,000円の減額です。次に、6項 監査委員費 1目 監査委員費7万7,000円の減額です。続きまして、56ページです。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費239万9,000円減額でございます。説明欄ですが、中段ぐらいに地域福祉事業補助金、月形町社会福祉協議会補助金174万円減額をいたします。社会福祉協議会におきまして、補助金の対象となる人件費、予定していた職員が採用に至らないということで、対象の人件費が減額になりますので、それに伴う補助金の減額です。その2つ下、福祉施設就労定着支援事業150万円の減額です。これにつきましては、当初、8事業所で400万円の予

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

算措置をしておりましたが、現在、補助金の申請件数が5件にとどまる予定でございます。不要分についての減額でございます。続きまして、その下、障害者自立支援等給付事業755万9,000円減額でございますが、サービス等の利用実績の減によるものでございます。続きまして、58ページです。説明欄ですが、2つ目の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業224万9,000円減額。これにつきましては、昨年、補正予算第2号で予算計上いたしました住民税非課税世帯、1世帯当たり3万円を給付する事業ですが、給付対象を700世帯見込んでおりましたが、実績につきましては637世帯でございました。その下、住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金給付事業1,196万円でございますが、この事業につきましては、国の総合経済対策として行われるものでございますが、住民税均等割のみ課税世帯を対象に、1世帯10万円を給付する事業でございます。対象世帯を110世帯見込んでおりまして、この事業につきましては、令和6年度に全額繰り越して執行をするものでございます。財源は国庫補助金物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。続きまして、2目 老人福祉費、補正額1,276万3,000円減額でございます。説明欄ですが、1つ目、老人福祉施設入所事業の措置費につきまして減額いたします。措置者数が施設退所により、減少したことに起因するものでございます。説明欄、中段、配食サービス業務28万3,000円増額させていただきますが、この配食サービスを受ける全体の累計数が増えることによる増額でございます。続きまして、60ページです。3目 国民年金費5万1,000円の減額です。次に、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費186万5,000円増額。説明欄ですが、一番上の学童保育事業につきましては、充足をされていない、いわゆる不足をしている放課後児童支援員1名分にかかる予算の減額でございます。中段、認定子ども園運営経費、業務委託料を増額いたします。これにつきましては、0歳児及び1歳児の利用が増えたことに伴う指定管理料の増額です。一番下段になりますが、低所得世帯支援子ども加算臨時給付金給付事業につきましても、国の総合経済対策のものです。住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に属する18歳以下の子を対象に、子1人当たり5万円を給付する事業でございます。対象世帯を10世帯、対象の子は20人を見込んでおります。この事業につきましても、全額、令和6年度に繰り越して執行するもので、財源は国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、64ページです。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額2,760万1,000円減額でございます。病院事業会計の繰出金の減額ですが、病院事業会計におきまして、決算見込みを精査しての一般会計繰出金の減額でございます。次に、2目 予防費475万1,0

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

00円減額、説明欄ですが、一番下段、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進事業、減額いたしますが、このワクチン接種推進事業に係る経費のうち、本町以外の他市町村においてワクチン接種をした人にかかります費用につきましては、令和6年度に繰り越して執行するもので、その繰越額は18万3,000円であります。続きまして、66ページ、3目 環境衛生費、5目 保健センター費ですが、それぞれ、補正額、内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。次に、2項 清掃費 1目 清掃総務費253万4,000円減額でございます。説明欄ですが、中段に石狩川流域下水道組合6万7,000円、負担金を増額いたします。組合施設の運営に係る経費の増加によつての応分の負担でございます。次に、2目 塵芥処理経費388万7,000円の減額、次ページにわたって説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、70ページ、5款 労働費 1項 労働諸費 1目 労働諸費、補正額30万5,000円の減額でございます。

次に、72ページ、6款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費、補正額32万円減額。2目 農業振興費1,102万9,000円減額でございます。説明欄ですが、中段、新規就農対策事業、地域おこし協力隊活動報償費を減額いたしますが、地域おこし協力隊1組2名、1年間分を計上しておりましたが、年度途中の11月からの採用活動となったことと、合わせてインターンシップ（短期就業体験）でございますけれど、これの体験日数が減少したことによる予算の減額でございます。同じ事業の中で、下段の新規就農者等招致促進事業190万円減額がございますが、令和5年度の申請額が、現計予算より190万円ほど減額となる見込みでございます。それを減額いたします。その下、地域おこし協力隊起業等支援事業交付金200万円減額ですが、これについても補助金の申請が今年度はないということで、全額減額いたします。一番下段ですが、6次産業化推進事業補助金84万7,000円増額でございます。この6次産業化推進事業の補助金対象につきましては、2件で計234万7,000円補助金の交付決定をするところですが、その不足分について補正いたします。なお、この2件の補助金の交付決定のうち、1つの事業が184万7,000円の事業がございます。この184万7,000円につきましては、国の補助を受けての補助事業の申請であり、この国の事業の完了が令和6年度となることから、本町での補助金の交付執行につきましても、全額翌年度に繰り越しをするものでございます。続きまして、74ページです。説明欄、一番下段、施設園芸生産基盤緊急支援事業242万9,000円増額でございますが、燃料高騰の長期化を踏まえて、燃料費負担が大きい施設園芸農家のエネルギー転換に向けた取り組み等を支援する、補助率が2分の1以内となる国費を財源とした北海道の事業でございます。実施の主体は市町村とな

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

りますが、本町ではこの事業に24形態の農業者が取り組みをいたします。主に暑熱軽減被覆資材等の導入でございますが、事業費515万8,000円の2分の1、補助金総額257万9,000円となりますが、現計予算での不足分を補正いたします。なお、この事業予算についても、令和6年度に全額繰り越して執行するものでございます。次に、4目 農地費580万2,000円減額。説明欄ですが、下段、月形地区基幹水利施設管理事業省エネルギー化推進対策335万4,000円増額です。月形揚水機場の省エネ及びコスト削減の取り組みにおける土地改良区への補助金で、財源は全額北海道の道補助金でございます。説明欄の一番下ですけれど、北海地区水利施設管理強化事業省エネルギー化推進対策補助金につきましても、月形揚水機場と同様、大曲揚水機場に係る補助金でございます。次に、2項 林業費 1目 林業振興費につきましても、補正額61万3,000円の減額です。

次に、78ページでございます。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額1,105万8,000円減額です。説明欄ですが、起業家等支援事業700万円減額いたします。申請予定が4件、1,340万円予算措置をしておりましたが、うち3件、700万円分が申請を取りやめということでの減額でございます。その下、UIJターン新規就業支援事業300万円の減額ですが、これは北海道の事業に係るものですが、東京23区から移住して、この支援金の対象法人に就業した場合に、北海道と関係市町村が共同で支援金を支給するという事業ですが、この事業に係る北海道の予算が上限に達して支援金申請の受付を停止しているため、本町での予算措置をしていた全額を減額するものでございます。続きまして、2目 観光費57万5,000円の減額でございます。3目 ふるさと公園費539万1,000円の減額です。説明欄ですが、ふるさと公園活性化事業における地域おこし協力体活動に関する予算の減額でございます。当初、花のまち月形のPR等を任務とする月形町地域おこし協力隊2名を採用予定でしたが、1名が未採用となっており、その分の経費の減額でございます。

続きまして、80ページです。8款 土木費 1項 土木管理費 1目 土木総務費17万円の減額でございます。次に、2項 道路橋梁費 1目 道路維持費から3目 橋梁維持費までは、議案書記載のとおりでございます。4目 除雪対策費475万4,000円の増額でございます。説明欄、町道及び公共施設除排雪業務の委託料500万円ほど増額することで計上させていただきました。1月下旬、今年の除雪費を見込んだ補正でありましたが、その後、降雪等の状況から見ますと、現時点では、現計の予算額、補正前の予算額の範囲で、除雪対策費、除排雪業務、委託料は、収まるものと見込んでおります。次に、3項 河川費 1目 河川総務費1万1,000円の減額。続きまして、

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

4項 住宅費 1目 住宅管理費ですが、説明欄に定住化促進事業として、月形町民間賃貸住宅等建設補助金を減額いたします。これにつきましては、全額減額ですが、補助金の申請がないための減額でございます。

続きまして、84ページです。9款 消防費 1項 消防費 1目 消防費 1,119万1,000円の減額です。岩見沢地区消防事務組合負担金でございますが、岩見沢地区消防事務組合の月形支署に係る経費の減額。これにつきましては、職員退職手当組合負担金等の減額。約300万円あるほかの要因での減額でございます。続きまして、2目 防災費、補正額95万6,000円の減額でございます。説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、86ページ、10款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費、補正額24万7,000円の減額。次に、3目 教育振興費、補正額1,124万9,000円の減額でございます。説明欄、中段、1つ目、ことばの教室実施業務2万9,000円の増額。現在、通級指導教室の岩見沢ことばの教室に、児童2名、生徒1名が通級しておりまして、不足する委託料を補正するものでございます。一つ飛んで、登校支援室指導業務委託料22万5,000円増額ですが、現在、通級指導教室岩見沢市登録支援室に生徒が通室しており、不足する委託料を補正するものでございます。続きまして、88ページ、説明欄です。高校教育振興事業、人づくり振興事業につきましては、本年度138万円減額いたします。生徒数の減少に伴っての通学助成や入学奨励金の執行が減っているためです。続きまして、2項 小学校費 1目 学校管理費29万3,000円減額。次に、3項 中学校費 1目 学校管理費54万9,000円減額。続きまして、4項 社会教育費 1目 社会教育総務費408万9,000円減額でございます。説明欄ですが、社会教育推進事業における会計年度任用職員に係る経費を減額しておりますが、これにつきましては、社会教育指導員1名を会計年度任用職員で採用する予定でありましたが、未採用となったための減額補正でございます。続きまして、90ページです。2目 社会教育施設費302万9,000円の減額。続きまして、5項 保健体育費 1目 保健体育総務費、2目 体育施設費、92ページ、3目 学校給食費につきましては、補正額、補正の内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に94ページです。12款 公債費 1項 公債費 2目 利子、補正額12万5,000円の減額です。

それでは、16ページをお開きいただきたいと思います。歳入です。1款 町税 1項 町民税 1目 個人519万5,000円増額でございます。不動産所得及び一時所得が若干増えたことにより、普通徴収が増えてございます。2目 法人110万9,000円の増額です。2項 固定資産税 1目 固定

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

資産税374万7,000円増額。これにつきましては、償却資産が若干増えたことによるものでございます。次に、3項 軽自動車税 1目 環境性能割、2目 種別割、4項 町たばこ税 1目 町たばこ税、5項 入湯税 1目 入湯税、これにつきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、18ページ、10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税、補正額1億7,668万2,000円の増額でございます。令和5年度の地方交付税、普通交付税の交付決定額が21億2,668万2,000円でございます、その差額を補正させていただきます。

続きまして、20ページ、11款 交通安全対策特別交付金 1項 交通安全対策特別交付金 1目 交通安全対策特別交付金につきましては、補正額50万7,000円の減額です。

続きまして、22ページ、12款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 民生費負担金から3目 農林水産業費負担金まで、補正額、内訳内容につきましては、議案書の記載のとおりでございます。

24ページでございます。13款 使用料及び手数料 1項 使用料 2目 民生使用料から6目 教育使用料まで、2項 手数料 2目 衛生手数料、3目 農林水産手数料、これにつきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、26ページ、14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金、2目 衛生費国庫負担金につきましては、議案書記載のとおりでございます。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額2,192万9,000円の増額。歳出で説明させていただきました2つの事業の財源でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。続きまして、2目 民生費国庫補助金から4目 教育費国庫補助金まで、議案書記載のとおりでございます。3項 委託金 2目 民生費委託金、4目 消防費委託金につきましても、議案書記載のとおりです。

続きまして、28ページです。15款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金、2目 衛生費道負担金につきましては、議案書記載のとおりでございます。2項 道補助金 2目 民生費道補助金、3目 衛生費道補助金につきましては、議案書記載のとおりでございます。4目 農林水産業費道補助金56万6,000円の増額。内訳の中に説明申し上げましたが、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金242万9,000円がございます。次に、5目 商工費道補助金、6目 土木費道補助金につきましては、議案書記載のとおりでございます。7目 教育費道補助金26万4,000円の増額ですが、これにつきましては、スクールバスに設置いたしました置き去り防止装置に対する補助金が、説明欄記載のとおり、交付されるものでございます。次に、3項 委託金 1目 総務費委託金、2目 土木費委託金につきましては、議案

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

書記載のとおりです。

続きまして、32ページ、16款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入53万6,000円増額です。2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入43万4,000円減額です。2目 物品売払収入2,602万2,000円増額をいたします。歳出でも説明いたしましたが、旧JR鉄道資材、レール、枕木等の売り払いの金額ですが、2,602万3,000円ございました。現計予算を除いた額を増額補正するものでございます。

続きまして、34ページです。17款 寄附金 1項 寄附金 1目 一般寄附金12万円増額。2目 総務費寄附金3,920万円増額。説明欄ですが、ふるさと納税寄附金3,790万円増額。企業版ふるさと納税寄附金130万円増額。合わせまして2億4,530万円を見込んでございます。

続きまして、36ページ、18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金から、9目 森林環境譲与税基金繰入金まで、議案書記載のとおり、全て減額でございます。基金の関連事業費の減額による減、または一般会計全体の財源調整による減額補正でございます。

続きまして、38ページです。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額2,769万3,000円増額です。この補正によりまして、令和4年度の繰越金9,402万1,000円を全額予算化するものでございます。

続きまして、40ページです。20款 諸収入 1項 延滞金、加算金及び過料 1目 延滞金、補正額4万円増額。4項 受託事業収入 1目 衛生費受託事業収入38万4,000円減額です。5項 雑入 4目 給食事業収入33万5,000円減額。5目 雑入84万8,000円増額。説明欄です。中段より少し下、公有物件建物災害共済金139万8,000円増額いたします。雪害等による公共施設の破損等に対して支給される共済金ですけれども、令和4年度までに発生した災害共済金については、全て支給されるものでございます。説明欄ですが、その下、旧中和小学校外壁補修工事協力金200万円の増額でございます。現在、法人に貸付けしております旧中和小学校の外壁の補修工事を行いました。その金額につきましては、429万円で施工したところですが、法人からこの工事に当たって協力したいということで、工事費の半額に当たる200万円を協力費として、法人から頂戴するものでございます。

続きまして、42ページです。21款 町債 1項 町債 1目 総務債から6目 教育債まで、議案書を記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。補正予算第2条 繰越明許費の補正であります。これにつきましては、年度内に支出を終わらない見込みの事業でありまして、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表のとおり8事業を追加するものでございます。一番上段の事業につきましては、補正予算第6号で措置さ

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

れたもので、翌年度へ全額繰り越しをいたします。その下、補正予算第7号で措置をされました事業につきましては、事業全体の事業費の概ね2割にあたる額を繰り越しいたします。一番下段につきましては、補正予算第8号で措置された事業でございますが、これにつきましては、概ね2割につきまして、翌年度に繰り越しをするものであります。ただ今、説明した以外の他の事業につきましては、今回の補正予算の歳出で説明を申し上げます。

次に、補正予算第3条 債務負担行為の補正であります。これにつきましては、最初に補正予算関連議案として説明を申し上げました議案第25号から議案第28号、各公の施設に係る指定管理料を含めて、第3表に記載のとおり、12件の業務等の追加、1件の廃止をするものであります。

9ページでございます。地方債の補正につきまして、補正予算第4条に係るもので、第4表のとおり1件の事業追加、4件の限度額の変更をするものであります。

以上で議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第3号の説明を終わります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 61ページ、児童福祉総務費、学童保育事業1,200万円の予算に対して388万3,000円の減額があったということで、説明で充足されていない支援員1名分の減額ということですが、充足されていない支援員というのは、充足されるべきでありながら、されていない支援員なのか。その場合、学童保育のどの部分に影響があったのか、教えてください。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 学童保育の支援員でございますけれど、現在6名おります。年度の当初には7名おりましたけれど、都合により1名退職がありました。学童保育に関しては、ずっと支援員の確保が非常に難しく、6名の支援員では不足であると考えております。というのは、土曜日の開所もあり、職員をシフトによって回しているのですけれど、6名ではなかなかシフトが回りきらない状況が続いております。それで、1名を充足しないまま、5年度を終了せざるを得ない状況にあるということでの説明であったと思います。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。今、シフトでやっているけれど、本来であれば1名ほしいということで、その1名の減である。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

続いて、65ページ、予防対策事業、歯科保健業務が5年度から始まったと思いますが、予算に対して半分以上の減額になっています。これは、例えば、対象人数と実際に受診した人数、それから、実際、40歳から5歳刻み、妊婦の方、75歳と95名と聞いていたのですが、そのうち何名の利用があったのか、教えてください。

○ 議長 大釜 登 保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 渡辺 泰子 歯科保健業務につきましては、すいません。今、きちんとした数字を持ち合わせておりません。事業実施中なので、はっきり申し上げられないのですが、大体、申し込みに関しては、25名ほどいると思いますが、歯科医院にお尋ねしたところ、単なる検査ではなく、治療に結びつけたいという話が多くあるそうです。治療と申しますのは、例えば、歯石を取るとか、着色を取るということを行うと治療になってしまうので、検診の中では行えないものになります。歯科医院では、それを望む方については、検診ではちょっとできないというお話をさせていただいており、検査になかなか結びつかないというお話はいただいております。

利用される方の年齢層としては、若い妊婦さんから高齢者まで様々いらっしゃいます。事業の実施については、受ける方については効果があったと思っておりますけれど、まだまだ周知が十分ではないところもあると思っておりますので、次年度に向けて、周知に力を入れたいと考えております。以上です。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 検診に移行する。歯石や着色を取るということとなると、検査には結びついていないということで、治療に結びつけたい人が多かったということで、了解しました。

次に、89ページ、上段、人づくり振興事業の質問ですが、138万円の減額補正ということで、生徒数の減少による入学奨励金や通学助成が減ったということだったのですが、間違いでなければ、9月の補正時に88万円増額補正をしているのですが、この分を上回る減額であるということは、その他にも何か理由があったのですか。

○ 議長 大釜 登 教育次長。

○ 教育次長 五十嵐 克成 先の増額補正分については、地域みらい留学という団体への加入分の費用ということでございます。88万円が規定料金ですけれど、今回の加入については、後半で入ったということで、減額させていただいて、50万円の支払いという形とさせていただきました。今回の減額につきましては、説明のとおり、入学奨励事業や通学助成事業が大きな減額ということで、入学生徒の減少に伴うところが大きかったということでございます。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 9月の補正で88万円増額したのは、50万円で入れたということで、つまり、38万円については、今回の減額補正の中でマイナスになっていて、それを合わせて138万円になったということで、分かりました。

それから、前後しますが、79ページ、商工費、商工業振興費、起業者等支援事業700万円の減額につきまして、4件のうち3件が取りやめになったということだったのですが、その辺、もう少し、詳しく教えていただけますか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 加藤 弘光 年度当初300万円の予算を計上しておりますが、その後、1件、新規創業ということで470万円の支出をかけております。その後、3件の方から申請をしたいということで、お話がありまして870万円の補正予算を組んだわけですが、3件のうち、1件についてですが、事業の拠点の整備ということで、一事業者実施をしております。残りの700万円についてですが、1つが事務所の建替え、もう1つ、新規事業に伴う店舗の改築、事業拠点の整備ということで、3件の方の申請がございましたが、当初、お話があった際には、年度内の工事が可能ということで、私どもも聞いておりましたが、この冬期間の雪の関係、また、事業の中に水道事業を施工しなければならないということもあって、事業が困難になったということで、一事業者から取り下げのお話がありました。また、もう一事業者につきましても、年度内の工事の実施が困難ということで、お話しがありまして、もう1件、事業拠点整備ということで、ホームページの開設を予定していたのですが、こちらについても4月からの開設を予定しておりまして、当初、デザイナー等に依頼したいということでしたけれど、これによって時間が掛かりすぎるということで、年度内の事業が困難になったということで、今回3件について取り下げたいというお話がございました。以上です。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 3件のうち、2件の工事が冬場で困難であるということ、もう1件は、ホームページの開設予定が4月からの開設ということで、3件が外れたということで、分かりました。

最後ですが、305ページ、公の施設に係る指定管理者の指定についてということで、振興公社について、確認ですけれど、指定の期間が5年というのは、町では長い方だと思うのですが、例えば、この保養センターが新しくなるということで、1年、3年で見直しをするということで、指定期間を考えたということではなかったのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 副町長。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

- 副町長 堀 光一 まず、公の施設の指定管理が、月形町にとって5年
間が長い方ではないかというのは、当たらないと思います。5年間というの
は、結構5年間だったのです。この保養センター等についても、過去は5年
間という時期もありました。改修計画に入って、改修期間が今年は1年でし
たけれど、そういう変動はしてきました。新たにリニューアルオープンをし
て、ある程度、長期の指定管理を受けるという見込みを持って、指定管理者
側はいろいろな経営手法を考えるわけで、その中で、ただ、むやみに10年
という話にもなりませんので、今まで振興公社が指定管理を受けた期間等も
考慮して、リニューアルオープン後については、5年間の中期的な指定期間
をもって、指定管理をさせたいと思つての期間です。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 分かりました。5年につきましては、振興公社がある
程度の経営を考える上で5年が必要であるということで、1年、3年で見直
しをかけるような契約ではなくて、5年にしたということで、了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 69ページ、廃棄物広域処理事業149万3,000
円の減額補正をしているのですが、これは、本町のごみの量が減ったのか、
全体的にごみの量が減ったのか、教えてください。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 廃棄物の広域処理事業の一般廃棄物処理施設管理
運営事業の負担金でございますけれど、当初予算が過去4年間の最大値プ
ラス2.5パーセントほどで当初予算を組んでおります。令和5年度につしま
しては、予算よりも約5パーセントの減を見込んでおり、月形町からの処理
施設の搬入896トンほどの見込みをしており、これは、岩見沢市、美瑛市、
月形町の全体処理量の約3.2パーセントで見込んだところで、今回、減額
させていただくものでございます。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 次に、87ページ、学校教育振興事業、登校支援室指
導業務委託料について、もう少し、詳しく教えてください。
- 議長 大釜 登 教育次長。
- 教育次長 五十嵐 克成 登校支援室（みらいわ）という岩見沢の施設で
すけれど、こちらに通所している生徒につきましては、4月からの方が1名、
8月からの方が1名、10月からの方が1名ということで、3名というこ
とでしたけれど、現在、中間で入った方1名の通所となっております。この予

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

算査定時には、3名の方が通所していたので、それぞれの月で計算した金額で補正をさせていただいているのですが、実際の執行については、最終的には現在1名が3月までの形になると考えております。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 このみらいわという施設は、どのような通所施設なのか、そして、ここに通われている理由について、もし、把握されているのであれば教えてください。
- 議長 大釜 登 教育長。
- 教育長 古谷 秀樹 前回、補正をさせていただいた時にも、お話をさせていただいていると思いますけれど、学校に足が向かないと言いますか、それぞれの事情があって、学校に足が向いてこないということで、環境を一旦変えて、岩見沢市に委託して、そちらで何とか立ち直ると言いますか、目的とするところは、やはり、学校に戻ってもらうことが前提でございますけれど、いわゆる不登校気味になっている子どもを、一旦、そういうところで環境を変えて、預かっていただくということでございます。

ただ、私どもも、岩見沢に出ていく生徒が2名、3名と出てきたものですから、その前に、なんとか本町にも登校支援室と言いますか、適用指導教室という形で要綱を作りまして、総合体育館の会議室に設置をしたところでございますけれど、なかなかこちらには向いてくれなかったということでございます。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 理由について、分かる範囲で教えてください。
- 議長 大釜 登 教育長。
- 教育長 古谷 秀樹 先ほど申し上げましたように、それぞれの理由がございまして、これは個別の案件になりますので、プライバシーにも関わる部分もありますので、お答えは控えたいと思います。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 今、教育長から、月形の体育館にも設置をしたけれど、利用がない状況であると説明されましたが、その理由について、何が考えられますか。
- 議長 大釜 登 教育長。
- 教育長 古谷 秀樹 一つには、体育館ということで、不特定多数の利用者もありますし、そういうところで目につきたくないということもあるかと思えます。

ここに、先生1名、中学校の支援員を配置したところですが、この方、本人の勤務の希望は、なかなか毎日勤務していただけるということにならなくて、週3日ということでやっていただいておりますけれど、残りの2日につい

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

ては、空いている先生で対応しようということでしたけれど、その辺、3日しかつけないのかという保護者からの話もございました。

また、常時ついていなくても、体育館と学校をオンラインで結んでの授業を予定しておりましたけれど、現実的には向いてくれなかったということで、やはり、一番は、先ほど申し上げましたように、人目につくということもあったのではないかと、それが一番大きな要因であると思っています。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 まだ、岩見沢に通われているということでよろしいでしょうか。

- 議長 大釜 登 教育長。

- 教育長 古谷 秀樹 先ほど、途中では3名いたのですけれど、1名の生徒については、1月で学校に帰ってきました。残り2名ですけれど、2名のうち1名は、2月に区域外修学という形で、岩見沢市の中学校に転校しておりますので、現在、本町の生徒としては1名、町の生徒ということになれば2名になりますけれど、最終的に中学校に在籍している生徒としては1名ということです。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

- 議長 大釜 登 松田順一議員。

- 議員 松田 順一 57ページ、社会福祉総務費、真ん中、月形町社会福祉協議会補助金ということで、対象となる職員の方が来なかったということで、174万円減額になったということですが、社会福祉協議会では、どのような職務の方を募集していたけれど、来なかったのか、ということが分かれば教えていただきたいと思います。

- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 社会福祉協議会では、職員を常に募集しているような状況です。一番必要としているのは専門職だと思いますけれど、事務を担っている方、ヘルパーさんとか、そのような職員の皆さんが高齢になってきていまして、どの職員も代替職員が来れば職を辞したいという方も多くいらっしゃるという意味では、事務職でもどんな方でもというところがあると聞いております。

ここで予算化していた職員については、何の職ということで予算化していたわけではなかったのですけれど、50パーセントの予算で見込んでいたのですが、雇用ができず、代わりに6年の1月からパート職員を1名採用することが

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

できたということで、見込んでいた額の全額を減額しているわけではないのですが、そのような形で、とりあえずパート職員で少し賄っている状況にあります。以上です。

○ 議長 大釜 登 松田順一議員。

○ 議員 松田 順一 今の社会福祉協議会の状況を見ますと、いろんな職務が足りないということで、予算化する中で、今後、やはり、考えていかなければならないと思いました。この件については終わります。

次に、収入、34ページ、総務費寄附金、ふるさと納税寄附金、今回、非常に金額が増えて、大変良かったと個人的にも思いますし、皆さんもそのように思っていると思いますけれど、企業版ふるさと納税寄附金130万円、今回入ったということで、今後、わが町も企業版ふるさと納税寄附金が増えてくれれば良いと思っていますが、この企業の方は、どういう意図を持って月形町に寄附をされたのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 加藤 弘光 本年度、すでに2件の事業者から企業版ふるさと納税をしていただいておりますが、今回、2つの事業者から合わせて130万円のふるさと納税寄附金をいただくこととなっており、使途としては、新規就農育成の対策に当てていただきたいということで、寄附金をいただいております。以上です。

○ 議長 大釜 登 松田順一議員。

○ 議員 松田 順一 主に新規就農育成の対策ということで、2件の企業が同じように新規就農育成の対策ということで、解釈してよろしいですね。分かりました。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 金子廣司議員。

○ 議員 金子 廣司 確認のために、確認したいけれど、先ほどの東出議員の質問に関連するけれど、先ほど、教育長は、みらいわに1人転校とおっしゃったけれど、転校した要因は何ですか。

○ 議長 大釜 登 教育長。

○ 教育長 古谷 秀樹 みらいわに転校したのではなく、岩見沢市内の中学校に転校されたということで、みらいわは、あくまでも登校支援室でございまして、在籍をする学校ではございませんので、岩見沢市内の学校に転校されたということでございます。

これも、また、個別な案件だと思いますので、ここでの答えを差し控えさせていただきますと思いますが、学校との行き違い部分、対応の不手際等も

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

あったと聞いておりますので、その辺、保護者、本人も環境を変えるということ并希望して、そちらに向かわれたと聞いております。

- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 岩見沢市内の中学校へ転校したことを聞き取れなかったので申し訳ない。みらいわは、学校ではなく、登校支援室ということで理解したいと思うけれど、もう1点、確認したいけれど、子どもがそのようになった時に、学校として何か行動を起こしたのかどうか、この辺、お聞きしたい。学校として校長や教師、担任が、どのような行動をしたのか、それを教育委員会で把握しているのか。
- 議長 大釜 登 教育長。
- 教育長 古谷 秀樹 1名の生徒は、4月から岩見沢へ通われています。もう1名は、夏休み明けから岩見沢市へ行っています。それから、3人目の生徒は10月から行って、1月ほどで戻ってきたということですが、4月からみらいわを使われた生徒さんについては、現在、2年生で、1年生の時は、何と言いますか、時々、体調に変調をきたすということで、後ろに支援員1名を雇い上げて、何とか1年間は学校に通うことができました。そして、中学に上がるときに、まず、学校ではなくて、登校支援室に行ってみたいというお話もあったわけですが、なんとか1年生は支援員をつけた形で学校に通えていたわけであります。その支援員につきましては、はっきり申し上げて、あまり給料が高くないと言いますか、私どもの会計年度任用職員の給料でお支払いをしておりましたので、去年の3月に辞めたい旨の申し出があり、札幌で働きたいということで、そちらへ行かれました。生徒とも馴染んでおりましたので、何とかならないものかということで、再三、お願い申し上げましたけれど、そうはならなかったということで、その支援員が辞めるということも一つのタイミングとして、せっかく馴染んでいたのにということもあって、次の後任を探すのも大変でありましたけれど、なんとか教員免許を持っている方をお願いしたわけですが、そういうタイミングもあってみらいわの方へ行くという選択をされたということです。それも一つですし、当然、学校でも、本人の意思や保護者の意向等も確認しながら、環境を変えるということで、また、その子のためになるのであればということで、常に確認をしておりますし、みらいわに通っている状況についても、学校から私どもに報告がございます。

そして、これも去年の定例会時に質問いただきましたけれど、学校行事については、できるだけ参加できるよう進める中で、例えば、体育大会に出る意思がないか、学校祭、あるいは、諸々の行事の度に、なんとか、そのきっかけで学校に戻れるタイミングがないかどうかということも含めて、常にそのことに

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

については、しっかりやってきたつもりであります。ただ、残念だったのは、体育大会には親御さんから、出ませんから。というご返事をいただいたのですが、本人は出たかった。ということもございましたし、宿泊学習については、行かない。ということでありました。例えば、学校祭については、2回ほど確認して、出ない。ということで、少し残念だったと思っています。

もう1人の2年生のお子さんについては、夏休み明けからでしたので、行事はありませんでしたが、ただ、これから3年生になりますので、4月にはすぐ修学旅行を控えておりますけれど、今、通われている2年生の女子生徒については、修学旅行へは行くという意思表示をしており、今、学校でその準備のためのオリエンテーションをやっていますけれど、これには学校に来てくれております。そうしたことで、3年生になりますと受験も控えますので、なんとか学校へ向いてくれないかと考えているところでございます。

常に先生方にもみらいわと連絡を取り合いながら、そして、授業が向こうで受けられるように端末機をつなげるようにしておりますので、そういうところで授業にも支障のないようにしているところでございます。

○ 議長 大釜 登 金子廣司議員。

○ 議員 金子 廣司 今、私が聞いたのは、担任や学校の校長、教頭がどのような対応をしたのか、もし、把握しているのであれば教えていただきたい。

教育長が一生懸命に努力しているのはよく分かるけれど、そうでなくて、学校の担任や校長、教頭が、今回の件について、どのように対応したのか、それを確認したい。

○ 議長 大釜 登 教育長。

○ 教育長 古谷 秀樹 私には、全て学校から報告が上がっておりますので、把握はしておりますけれど、これを一つ一つやると、どの子がどうこうしたとなると、やはり、個別の案件になると考えておりますので、その辺はご勘弁いただきたいと思います。

○ 議長 大釜 登 金子廣司議員。

○ 議員 金子 廣司 分かりました。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 79ページ、7款 商工費 1項 商工費 2目 観光費ですけれど、地域おこし協力隊事業、花のまち月形をPRするということで、地域おこし協力隊を2名採用予定でありましたが、1名のみ採用されたということですが、こちらは、多数の応募があつて選考した結果1名であつたのか、それとも1名しか応募がなくて、1名を採用されたのか。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

また、その下段、3目 ふるさと公園費の地域おこし協力隊活動支援業務も減額になっていますけれど、こちらも1名のみの採用であったため、減額であったということで、これも関連があるのかどうか、教えてください。

○ 議長 大釜 登 企画振興課参事。

○ 企画振興課参事 竹内 晶 答えいたします。まず、観光費、先ほどの副町長の説明については、1名の採用ということに関しましては、ふるさと公園活性化事業で、当初2名採用予定で予算化していたものが、現状で1名のみという説明をさせていただいたところです。合わせて、279万6,000円、そして、167万2,000円については、2名のところ、これは予算的には連動して、1名のみの採用となったため減額となっております。

採用過程につきましては、2名の募集をさせていただいたところ、1名の応募があって、その1名を選考したという結果でございます。以上です

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 議案第26号 305ページ、指定管理についてですけど、(6)月形町つち工房の一部、川の名前が正確に聞き取れなかったのですけれど、北農沢川から北側と言われていたと思うのですけれど、この(1)から(6)の中で、加工用トマトの工場、みのり工房と言われていたと思うのですけれど、こちらは、指定管理の中に入るとしたら、つち工房の一部と私は解釈したのですけれど、川から北側ということであれば入らないのかということで、加工場は指定管理ではないのか、それとも、そもそも振興公社の事業の中に入っているのか、教えてください。

○ 議長 大釜 登 企画振興課参事。

○ 企画振興課参事 村瀬 潤一 ただ今、質問がありました農産物加工施設、みのり工房についてですけど、こちらにつきましては、令和4年4月から令和9年3月31日までということで、別に指定管理の指定の議決をいただいておりますので、この中には含まれておりません。以上です。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 了解しました。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第3号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

に決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前11時47分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 1時30分再開）

◎ 日程10番 議案第4号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長 大釜 登 日程10番 議案第4号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書103ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第4号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ704万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,323万9,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は104ページから105ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

本補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての、主に予算整理であります。

それでは、118ページをお開きください。歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費97万8,000円減額です。説明欄記載のとおりです。2項 徴税費 1目 賦課徴収費7万1,000円減額。説明欄記載のとおりです。3項 運営協議会費 1目 運営協議会費8万7,000円減額。説明欄記載のとおりです。続きまして、120ページ、2款 保険給付費 2項 高額療養費 1目 高額療養費、補正額341万3,000円増額、高額療養費ですけれど、医療費の増加によるものでございます。続きまして、122ページ、3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分、続いて、2項 後期高齢者支援金等分 1目 後期高齢者支援金等分、3項 介護納付金分 1目 介護納付金分、いずれについても、補正額はございません。財源振替でございます。続きまして、124ページ、5款 保健事業費 1項 特定健康審査等事業費 1目 特定健康診査等事業費、2項 保健事業費 1目 保健衛生普及費、議案書記載のとおりでございます。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

続きまして、126ページ、7款 諸支出金 1項 諸費 3目 直営診療施設勘定繰出金、補正額502万9,000円増額。町立病院医師住宅整備事業等に対する町立病院事業会計への繰出金でございまして、道支出金全額を繰り出すものでございます。

112ページをお開きください。歳入です。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 国民健康保険税、補正額218万円減額。1節から3節のとおりです。続きまして、114ページ、4款 道支出金 1項 道補助金 1目 保険給付費等交付金、補正額844万2,000円増額。1節 普通交付金、高額医療費の増加に伴うものでございます。2節 特別交付金、町立病院事業会計への繰出金に充当するものでございます。続きまして、116ページ、6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金、補正額はございません。節内、繰入金の細部項目間の調整でございます。続きまして、2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額78万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第5号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長 大釜 登 日程11番 議案第5号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書129ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第5号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,024万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,490万円と

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

するものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は130ページから131ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての、主に予算の整理であります。

それでは、152ページをお開きください。歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、2目 施設管理費、それぞれ議案書記載のとおりでございます。続きまして、154ページ、2款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農村総合整備事業費、補正額3,397万9,000円の減額でございます。説明欄ですが、下水道整備事業におきまして、月形地区農業集落排水事業電気設備工事、予算額2,887万5,000円減額で、大きなものとなっておりますが、このことにつきましては、この工事、事業に対する北海道の補助金の交付割当額が減額となり、当初予定額の7割程度まで減額となりました。その範囲の中での施工事業とするべく施工をしまして、その分、補助金の減額に合わせて施工規模が減じて、予算額も減じるところでございます。続きまして、156ページ、3款 公債費 1項 公債費 2目 利子、補正額8万5,000円減額です。

続きまして、140ページをお開きください。歳入です。1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 下水道使用料、補正額405万4,000円減額です。続きまして、142ページ、2款 道支出金 1項 道補助金 1目 農林水産業費補助金、補正額1,786万7,000円減額でございます。先ほど申し上げました道補助金の交付割当額が減額されたものでございます。続きまして、144ページ、3款 繰越金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金220万4,000円減額。続きまして、146ページ、4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額2万8,000円増額。これで、令和4年度の繰越金2万9,000円全額予算化をいたします。続きまして、148ページ、5款 諸収入 1項 雑入 1目 雑入、補正額55万円の減額でございます。この雑入、収入は、町からのコンポスト製造に係る施設利用に当たる費用分でございます。市南の処理場を使っておりますけれど、市南処理場全体の運営経費が減りましたので、この町からの費用についても減額となるものでございます。続きまして、150ページ、6款 町債 1項 町債 1目 農業集落排水事業債、補正額1,560万円減額でございます。

132ページをお開きください。補正予算第2条に係ります債務負担行為の補正、追加でありまして、第2表の記載のとおりであります。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

続きまして、133ページです。補正予算第3条 地方債の補正であります
が、この第3表のとおり、2件の地方債について限度額を変更するものであり
ます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにしたいと
思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第6号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計補正予 算（第3号）

- 議長 大釜 登 日程12番 議案第6号 令和5年度月形町介護保険
事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書159ページをお開き願います。ただ今、議
題となりました議案第6号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計補正予
算（第3号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第3
号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万8,000円増額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,158万2,000円とす
るものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は160ページから161ペー
ジの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行
見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行っての、主に予算の整理でありま
す。

182ページをお開きください。歳出です。1款 総務費 1項 総務管理
費 1目 一般管理費、2項 介護認定審査会費 1目 介護認定審査会費、
2目 認定調査等費、3項 計画策定費 1目 計画策定費、それぞれ議案書
記載のとおりでございます。続きまして、184ページ、2款 保険給付費 1
項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス等給付費154万円増額

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

でございます。2目 施設介護サービス給付費2,399万4,000円減額でございます。この減額は、当初予算額の約1割の給付費の減額となります。続きまして、4項 高額介護サービス等費 1目 高額介護（予防）サービス費194万円の減額でございます。次に、186ページ、6項 特定入所者介護サービス等費 1目 特定入所者介護（予防）サービス費862万3,000円の減額、これも当初予算額の約3割の減額となります。続きまして、188ページ、3款 地域支援事業費 1項 介護予防事業費 1目 介護予防事業費、2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、2目 総合相談事業費、次ページに渡りまして、3目 任意事業費、4目 生活支援体制整備事業、いずれも、議案書記載のとおりでございます。190ページ、一番後段、192ページに渡りまして、3項 介護予防・生活支援サービス事業費 1目 介護予防・生活支援サービス事業費、補正額248万1,000円、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、194ページ、4款 基金積立金 1項 基金積立金 1目 介護給付費準備基金積立金、補正額3,659万7,000円、歳入、歳出、決算見込みの残余分を基金に積立するもので、基金の現在高に合わせまして、今回の補正額を合わせますと、基金の残高が約7,500万円となるものでございます。

168ページをお開きください。歳入です。1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料、補正額71万5,000円増額。続きまして、170ページ、4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金、2項 国庫補助金 1目 調整交付金から6目 事業費交付金、それぞれ議案書記載のとおりでございます。続きまして、172ページ、5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金並びに2目 地域支援事業支援交付金、議案書記載のとりの補正でございます。続きまして、174ページ。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金、2項 道補助金 1目 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、2目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援事業)、いずれにつきましても、議案書記載のとりの補正でございます。続きまして、176ページ、8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金から5目 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援事業)まで、補正額は、議案書記載のとおりでございます。2項 基金繰入金 1目 介護給付費準備基金繰入金232万1,000円の減額。準備基金からの基金取り崩しての基金の繰り入れは要しないということで、全額減額でございます。続きまして、178ページ、9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額2,763万2,000円でございます。4年度の繰越金全額予算化でございます。続きまして、

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

180ページ、10款 諸収入 2項 雑入 3目 雑入、補正額2万9,000円減額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 185ページ、施設介護サービス給付費が、先ほどの副町長の説明で、約1割減になっていますけれど、理由を教えてください。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 施設介護サービス給付費の多くが、特別養護老人ホームの入所者にかかる経費となっておりますけれど、そちらの費用が、予算当初では、月平均83人ほど入所があるのではないかと見込んでおりましたけれど、現段階で月平均71人ほどに減っております。こちらは新型コロナウイルスの影響が大きいと思いますけれど、クラスターなど、ほぼ全ての施設で発生しており、受け入れができなくなったり、人の移動が難しくなったりということがございまして、減ったのだろーと思っておりますけれど、そもそも高齢者の人口のピークは、もう過ぎており、徐々に減っていく状況にありますので、来年度以降、今より増えると思いますけれど、以前と比べてどんどん増えていくという状況ではないと見ております。以上です。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 これは、分かる範囲で良いのですが、先ほど、コロナによる影響ということも言っていましたけれど、各施設で、面会ができていない、できていないということは、把握されていますか。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 各施設で今現在どうなっているのか、正確にお話することはできません。把握できていないのですが、多くの施設では、面会の制限は、徐々に解除しているとお聞きしており、一部、時間や曜日などを決めるなど、多少の制限がかかっている施設もあると聞いておりますけれど、以前に比べれば、かなり軽減されていると思います。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
次に、187ページ、特定入所者介護（予防）サービス費、先ほど、副町長から、3割と減額が大きいですが、これも教えてください。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 この特定入所者介護（予防）サービス費と申しますのは、施設に入所される方の食費や居住費の負担の軽減のために支出

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

する費用でございますので、入所者の人数が減れば、当然、負担を軽減する方の対象数も減るということで、併せての減額ということになっております。以上です。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第7号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議長 大釜 登 日程13番 議案第7号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書197ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第7号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,506万5,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は198ページから199ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算であります。年度末に当たり、事務事業費の確定、執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行っての、主に予算の整理であります。

それでは、212ページをお開きください。歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、2項 徴収費 1目 徴収費、それぞれ議案書記載のとおりでございます。続きまして、214ページ、2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1項 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金29万5,000円の減額でございます。

206ページをお開きください。歳入です。1款 後期高齢者医療保険料

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料、2目 普通徴収保険料、それぞれ議案書記載のとおりでございます。続きまして、208ページ、2款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金24万7,000円の減額でございます。210ページ、3款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額10万1,000円、この補正で、令和4年度からの繰越金は全額予算化いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程14番 議案第8号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）

- 議長 大釜 登 日程14番 議案第8号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書217ページをお開き願います。議案第8号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。補正予算第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 病院事業収益 1項 医業収益7,084万円減額、2項 医業外収益2,472万2,000円増額、計4,611万8,000円減額し、病院事業収益の総額を6億2,814万4,000円とするものであります。支出の部では、1款 病院事業費用 1項 医業費用4,725万8,000円減額、2項 医業外費用114万円増額、計4,611万8,000円減額し、病院事業費用の総額を病院事業収益の総額と同額の6億2,814万4,000円とするものであります。

補正予算第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入の部では、1款 資本的収入 2項 繰入金501万9,000円増額、3項 企業債80万円増額、4項 補助金200万円増額、計781万9,000円

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

増額し、資本的収入の総額を7,879万7,000円とするものであります。支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改良費366万7,000円減額し、資本的支出の総額を1億600万円とするものであります。これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,868万9,000円を2,720万3,000円に、また、過年度分損益勘定留保資金についても同様に改めるものであります。

今回の補正予算につきましても、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査、並びに収益等の見込額の精査を行っての、主に予算の整理をするものであります。

234ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費3,665万4,000円減額、1節 給料から4節 法定福利費まで、主に充足していない状態であります看護師、看護補助者等に係る人件費の減額に係る予算額の減額でございます。続きまして、236ページ、2目 材料費、3目 経費につきましては、238ページまで続きますが、これにつきましては、議案書記載のとおりでございます。続きまして、238ページ、4目 減価償却費31万5,000円減額、5目 資産減耗費421万8,000円増額、240ページ、6目 研究研修費11万1,000円減額、それぞれ議案書記載のと通りの補正でございます。次に、2項 医業外費用 1目 支払利息及び企業債取扱費から3目 雑支出まで、議案書記載のとおりでございます。

230ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入でございます。1款 病院事業収益 1項 医業収益 1目 入院収益4,291万1,000円の減額でございます。若干、入院患者が減少気味であります、そのことに加えまして、病院事業会計全体の収支バランスを、この入院収益で調整することを加味しての減額補正でございます。次に、2目 外来収益、3目 他会計負担金、4目 その他医療収益につきましては、それぞれ議案書の記載のとおりでございます。次に、2項 医業外収益 1目 他会計負担金299万4,000円の減額でございます。1節 一般会計負担金300万4,000円減額をいたします。これで、先ほどの一般会計負担金と医療外収益の一般会計負担金を合わせて、一般会計の負担金は、2,760万1,000円減額されるものでございます。続きまして、232ページです。2目 患者外給食収益14万円の減額です。3目 長期前受金戻入、補正額2,761万円の増額でございます。この長期前受金戻入でございますが、資産の減価償却費に含まれる補助金等を収益化するものでございまして、現金の動きはないものであります。次に、4目 その他医療外収益19万9,000円の増額、5目 補助金4万7,000円の増額でございます。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

それでは、244ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でございます。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 有形固定資産購入費につきましては、1節、2節、説明欄記載のとおりでございます。

次に、242ページです。資本的収入及び支出の収入でございます。1款 資本的収益 2項 繰入金 1目 繰入金501万9,000円増額、医師住宅の整備、医療事務システム導入に対する道補助金が国保会計から繰入金として収入となります。続きまして、3項 企業債 1目 企業債80万円の増額。次に、4項 補助金 1目 補助金200万円の増額。これにつきましては、医療機械重機備品導入に係る道補助金の増額でございます。

次に、218ページをお開きください。補正予算第4条 債務負担行為の補正であります。債務負担行為をすることができる事項として3つの業務を定めるものであります。

次に補正予算第5条 企業債の補正であります。医師住宅整備事業の限度額を変更するものであります。

次に、219ページですが、補正予算第6条 議会の議決を得なければ流用することができない経費につきましては、給与費を3,665万4,000円減額し、3億6,583万6,000円に改めるものであります。

次に、補正予算第7条 たな卸資産購入限度額であります。312万4,000円減額し、8,183万2,000円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程15番 議案第9号 監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程15番 議案第9号 監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

- 副町長 堀 光一 議案書251ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第9号 監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第9号は、地方自治法の条文を引用しております本監査委員条例について、地方自治法等の一部を改正する法律により、引用元の当該条文に繰り下がり改正が行われ、当該引用を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。内容につきましては、条例第3条中の引用条項を、議案書を記載のとおり改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- ◎ 日程16番 議案第17号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程16番 議案第17号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書269ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第17号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第17号は、厚生労働省が定めます指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴いまして、本町の指定地域密着型サービス事業の人員、設備、運営の基準について、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正の概要であります。サービスの累計ごとに、重要事項のウェブサイト掲載の義務付け、管理者の兼務範囲の緩和、そして、身体的拘束等の適正化の推進等の基準改正を行うものであります。この条例の施行は、令和6年4月1日からとするものであります。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり可決することにし
たいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決する
ことに決定いたしました。

◎ 日程17番 議案第18号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程17番 議案第18号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書281ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第18号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第18号につきましても、厚生労働省が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、本町の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準について、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正の要旨、概要でございますが、サービスの累計ごとに、重要事項のウェブサイト掲載の義務付け、管理者の兼務範囲の緩和、身体的拘束等の適正化の推進等の基準改正を行うものであります。この条例の施行は、令和6年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり可決することにし
たいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決する
ことに決定いたしました。

◎ 日程18番 議案第19号 月形町指定宅介護支援等の事業の人員及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程18番 議案第19号 月形町指定居宅介護支援
等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書287ページをお開き願います。ただ今、議
題となりました議案第19号 月形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説
明申し上げます。議案第19号につきましても、厚生労働省が定める指定居
宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたこと
に伴い、本町の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準につ
いて、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものでありま
す。改正の内容につきましては、居宅介護支援について重要事項のウェブサ
イト掲載の義務付け、管理者の兼務範囲の緩和、身体的拘束等の適正化の推
進等の基準改正を行うものであります。この条例の施行は、令和6年4月1
日からとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり可決することにし
たいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

に決定いたしました。

- ◎ 日程19番 議案第20号 月形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程19番 議案第20号 月形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書291ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第20号 月形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第20号につきましても、厚生労働省が定めます指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴いまして、本町の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。改正の内容、要旨であります。介護予防支援について、重要事項のウェブサイト掲載の義務付け、管理者の兼務範囲の緩和、身体的拘束等の適正化の推進等の基準改正を行うものであります。この条例の施行は、令和6年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- ◎ 日程20番 議案第21号 月形町新規就農実習農場設置及び管理条例の

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程20番 議案第21号 月形町新規就農実習農場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書295ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第21号 月形町新規就農実習農場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第21号は、昨今、新規就農希望者の就農形態が多様化している現状等を踏まえ、担い手確保対策の一環としまして、新規就農実習農場の利用要件を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正の内容であります、実習農場を利用できる者の年齢要件を改めるもので、実習生本人につきましては、概ね22歳から「50歳未満」の者を「55歳未満」の者まで5歳引き上げるとともに、要件として、有する同居の親族、これにつきましては、18歳から「60歳未満」を「65歳未満」まで、これも5歳引き上げるものであります。この条例の施行は、令和6年4月1日からとするものであります。
- 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程21番 議案第23号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程21番 議案第23号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書299ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第23号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第23号は、今ほど議決をいただきました議案第21号に同じく、昨今、新規就農希望者の就農形態が多様化している現状等を踏まえ、担い手確保対策の一環から、新規就農実習者及び新規就農者の定義等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容であります。新規就農実習者及び新規就農者の定義における年齢を改めるもので、新規就農実習者、新規就農者ともに、本人については、概ね22歳から「50歳未満」の者を「55歳未満」の者に5歳引き上げるとともに、要件としての有する同居の親族につきましては、18歳から「60歳未満」を「65歳未満」までに5歳引き上げるものであります。また、新規就農実習者及び新規就農者の認定の可否にあたって必要としている、月形町農業委員会及び月形町農業共同組合の意見聴取につきましては、この条例における意見聴取の手続きとは別に、その段階以前に、新規就農者支援協議会による面接審査または就農計画の策定の段階におきまして、両機関及び団体から意見を聴取していることから、その意見を引用することとし、本条例における手続きを、この要件項目から削除するものであります。この条例の施行は、令和6年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第23号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程22番 議案第24号 国民健康保険月形町立病院事業設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程22番 議案第24号 国民健康保険月形町立病院事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書301ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第24号 国民健康保険月形町立病院事業設置条例の一

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第24号は、町立病院事業の診療科目の変更等をするため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容であります。条例第3条に規定をしております。診療科目、現行は6科目であります。これに1科目、精神科を追加するものであります。併せまして、地方自治法等の一部を改正する法律により、引用元の当該条文に、繰り下がりの改正が行われたことから、条例第7条中の引用条項を改めるものであります。この条例の施行は、令和6年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 今になって、精神科を標榜する理由はなんでしょうか。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 精神科の標榜につきましては、院長とも相談したのですけれども、認知症の患者の対応、精神疾患の患者様の対応に、専門医の判断・診療が必要ではないかということが理由でございます。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 標榜する理由は分かったのですけれども、この精神科医、例えば、常勤医か、出張医か、あと精神科の診療時間というのは、分かる範囲で教えていただけませんか。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 診療日程につきましては、現在、月2回程度、2週に1回程度、午後2時からを考えてございます。診療の方法ですけれども、今のところ、基本予約制ということで考えてございます。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 現在、これを標榜するにあたって、患者はある程度いるという見込みをされているのか、また、その先生というのは、出張医になると思いますけれども、近隣の病院から来ていただくのか、教えてください。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 先生につきましては、札幌市から非常勤で来てくれるという先生がいらっしゃいます。令和2年に1か月ほど、うちの院長を務めていただきました田辺先生、今、札幌市の精神科の病院に勤めておりまして、その先生にお声掛けをしております。

患者の調査につきましては、町内の老健施設等にお話をして、要望があるということで確認をしております。以上です。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
あと、精神科を標榜するにあたって、何か特別な備品や機械類というのは必要になってくるのでしょうか。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 基本的に、診察に看護師も入らなくて良いと伺っており、備品等の用意は必要ございません。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第24号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程23番 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について 【月形町穀類乾燥調製貯蔵施設】

- 議長 大釜 登 日程23番 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町穀類乾燥調製貯蔵施設】を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書311ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。このことにつきましては、地方自治法の規定により公の施設に係る指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。1つ目、指定管理者に管理を行わせる公の施設は、月形町穀類乾燥調製貯蔵施設、樺戸郡月形町45番地1、2つ目、指定管理者となる団体は、月形町農業協同組合、樺戸郡月形町1069番地、指定の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までであります。指定管理者の指定の理由等ではありますが、指定管理者となる団体は、現に平成18年から当該公の施設の指定管理者であり、当該指定管理者が引き続き管理を行うことにより、これまで同様、生産者の施設利用を促進するとともに、製品の販売対策を積極的に講じることや、良質・良食米の生産に向けた生産者への助言・指導の

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

徹底等、効果的な施設管理が期待できるため、町の関係例規に即して、公募によらず、現指定管理者からの申請を受け、内容の審査を行い、選定したところであります。なお、当該公の施設の設置目的や性質等を踏まえ、今後の中長期的な施設運営を見据えるとき、現指定管理者以外の指定管理者への指定管理とはならないということから、指定期間につきましては、これまでの5年間から10年間に期間を増やしたものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第29号は、原案のとおり可決することにし
たいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 2時36分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午後 2時50分再開）

◎ 日程24番 令和6年度町政執行方針、日程25番 令和6年度教育行政執行方針

- 議長 大釜 登 日程24番 令和6年度町政執行方針、日程25番
令和6年度教育行政執行方針を一括議題といたします。
- 議長 大釜 登 最初に、令和6年度町政執行方針の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 町政執行方針を朗読説明する。
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 3時45分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午後 3時55分再開）
- 議長 大釜 登 続いて、令和6年度教育行政執行方針の説明を求めま
す。
- 議長 大釜 登 教育長。

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

- 教育長 古谷 秀樹 教育行政執行方針を朗読説明する。
- 議長 大釜 登 以上で執行方針の説明を終わります。

- ◎ 日程26番 議案第10号 月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程27番 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程28番 議案第12号 月形町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程29番 議案第13号 月形町史編さん委員会条例の制定について、日程30番 議案第14号 月形町民保養センター条例の一部を改正する条例の制定について、日程31番 議案第15号 月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について、日程32番 議案第16号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程33番 議案第22号 月形町新規就農者経営開始資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、日程34番 議案第30号 令和6年度月形町一般会計予算、日程35番 議案第31号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程36番 議案第32号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程37番 議案第33号 令和6年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程38番 議案第34号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、日程39番 議案第35号 令和6年度月形町農業集落排水事業会計予算
- 議長 大釜 登 日程26番 議案第10号 月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程27番 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程28番 議案第12号 月形町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程29番 議案第13号 月形町史編さん委員会条例の制定について、日程30番 議案第14号 月形町民保養センター条例の一部を改正する条例の制定について、日程31番 議案第15号 月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について、日程32番 議案第16号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程33番 議案第22号 月形町新規就農者経営開始資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、日程34番 議案第30号 令和6年度月形町一般会計予算、日程35番 議案第31号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程36番 議案第32号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程37番 議案第33号 令和6年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程38番 議案第34号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、日程39番 議案第35号

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

令和6年度月形町農業集落排水事業会計予算、以上、14議案につきましては、関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 ただ今、議題となりました議案について、ご説明申し上げます。議案第30号 令和6年度月形町一般会計予算、議案第31号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、議案第32号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計予算、議案第33号 令和6年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、議案第35号 令和6年度月形町農業集落排水事業会計予算につきましては、町政執行方針でその大要を申し上げておりますが、一般会計、3特別会計、2事業会計合わせて6会計につきまして、ご提案をさせていただくものであります。また、予算に関連します議案第10号 月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 月形町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 月形町史編さん委員会条例の制定について、議案第14号 月形町民保養センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 月形町新規就農者経営開始資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についての8議案につきましても合わせてご提案させていただくものでありますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 大釜 登 説明が終わりました。お諮りいたします。ただ今、上程されました、令和6年度各会計予算及び予算関連議案の審査については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
- これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、令和6年度各会計予算の関連議案として議案第10号から議案第16号及び議案第22号の8議案、令和6年度各会計予算として議案第30号から議案第35号までの6議案、合わせて14議案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 お諮りいたします。3月6日から3月12日までは、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月14日

令和6年第1回月形町議会定例会 1日目（3月5日）

から、令和6年度の各会計予算の審議のため、予算特別委員会が終了するまで、休会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、3月6日から3月12日までは、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月14日から、令和6年度の各会計予算の審議のため、予算特別委員会が終了するまで、休会することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 4時34分休憩）

- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 4時50分再開）

- 議長 大釜 登 この際、報告いたします。先ほど設置しました予算特別委員会の委員長に東出善幸議員、副委員長に滝口 伸議員が互選されましたので報告いたします。

- 議長 大釜 登 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
なお、3月13日の本会議は、午前10時00分から再開し、一般質問を行います。

（午後 4時51分散会）